

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、市民課窓口で国民年金の第1号被保険者になる手続きを行い、月額15,020円の保険料を納めることとなります。

保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。

- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ② 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ③ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した人は、特例免除制度を利用できます。

この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

（退職には自己都合退職も含まれます）

申請方法

特例免除の申請には、住民票のある市町村の市民課窓口へ「国民年金保険料免除申請書」を提出（郵送可）する

必要があります。申請書は、市民課または各総合支所市民係および年金事務所（旧社会保険事務所）にあります。

① 年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの

② 認め印

（本人が署名する場合は不要）

③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票など）

被扶養配偶者の人

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の人は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第3号被保険者から第1号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった人も、配偶者の人が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっていきます。

免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。免除制度と追納制度の詳細については、市民課または各総合支所市民係および年金事務所へご相談ください。

学生の皆さんがとっても助かる「学生納付特例制度」

20歳になった学生の皆さん、国民年金の加入はもう済みですか？

20歳になると、たとえ学生でも国民年金への加入が義務付けられ、月々の年金保険料を支払わなければなりません。

学生納付特例制度のメリット

国民年金への加入が義務付けられるといっても、学生の皆さんは収入が無い場合が多く、保険料の納付が困難です。そこで学生本人の所得が一定額以下になると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。これは大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などの学生が利用でき、夜間・定時制・通信制の学生も対象となります。

年金事務所での審査を経て承認を受けると、今年の4月から翌年3月までの保険料が猶予されます。

在学期間中の保険料を後払い

① 老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間などが25年以上必要です。しかし学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格要件（25年）に算入されます。（年金額には反映されません）

また、満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができません。ただし、2年以上経過後は保険料に一定の加算額が付きまします。

② 仮に障がいや死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合があります。しかしこの制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりませんので万一の時にも安心です。

申請方法

申請は毎年必要です。手続きには次のものがが必要です。

① 年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの

② 認め印

（本人が署名する場合は不要）

③ 在学証明書または学生証の写し



情報

問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
各総合支所の問い合わせはこちらです。
七城総合支所 ☎0968(25)1000
旭志総合支所 ☎0968(37)3111
泗水総合支所 ☎0968(38)2112

お知らせ

「これからの」子ども手当

「子ども手当」は、9月まで延長されます。支給金額もこれまでと同じ月額13,000円が支給されることになりました。ただし、10月以降の制度については決定していません。

支給金額 子ども1人につき月額13,000円（9月分まで）

支給対象者 0歳から中学校卒業前までの子どもを養育している父母など

支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）まで

支払日

- ・6月10日（2月～5月分）
- ・10月7日（6月～9月分）

6月の現況届 現況届の提出は不要です。ただし、10月に手続きが

必要となる場合があります。
問い合わせ先 子育て支援課 ☎0968(25)7214
各総合支所市民課

源泉所得税の納期の特例と納付

給与などの支払いの際に徴収した所得税（源泉所得税）は、給与などを支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。しかし、納付すべき税額がない場合であっても、翌月10日までに納付書（給与所得・退職所得などの所得税徴収高計算書）を税務署へ提出していただくこととしています。

※ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用または郵送などによる提出もできます。

源泉所得税の納期の特例制度

給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続きをすることにより、源泉所得税の納付を年2回で済ませることができ、「源泉所得税の納期の特例制度」があります。この制度を利用すると、1月から6月までに支払った給与などの源泉所得税は7月10日までに、7月から12月までに支払った給与などの源泉所得税は、翌年の1月10日までに半年分をまとめて納付することができます。

なお、既にこの特例制度を利用してされている人の1月から6月まで

介護予防ミニ講座

転倒を防止しよう！
転倒を防止する10カ条 その2

転倒を予防するために家の中でも工夫が必要です。

- 室内で気をつけたいこと
- ⑥ 部屋や廊下など人の通り道には物を置かないようにし、コンセント類は束ね、カーペットの端は四隅を固定しましょう。（カーペットの端につまづくことがあります）
- ⑦ 風呂場は滑り止めマットなどを活用して滑り止め対策をしましょう。
- ⑧ 急に立ち上がるとめまいを起こすことがあります。ゆっくり動きましょう。
- ⑨ スリッパも転倒の原因になります。階段の上り降り時など注意しましょう。スリッパは安定感があり滑り止めのついているものを選びましょう。
- ⑩ 子どもやペットが飛びついてきて思わず転倒することもあります。十分注意しましょう。

問い合わせ先 生きがい推進課包括支援係 ☎0968(25)7216

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

とき 6月27日（月）～7月3日（日）の午前8時30分～午後7時

※土日は午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、暴力、虐待、体罰など子どもをめぐるさまざまな人権問題（秘密厳守）

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

問い合わせ先 ☎0120(007)1110

※最寄りの法務局へつながります。熊本地方法務局では、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、同じ専用電話番号で相談に応じています。

6月の「税」の納期限
6月30日（木）
問い合わせ先 税務課 ☎0968(25)7206

●市県民税第1期

※口座振替を利用している人は、6月27日（月）に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。